（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２７年１０月２６日作成）

法　令　名	国土利用計画法
根拠条項	第１４条第１項
許認可等の種類	土地売買等の契約の許可 土地売買等の契約変更の許可
法令の定め	第１４条（土地に関する権利の移転等の許可） 第１５条（許可申請の手続き） 第１６条（許可基準） 第１７条（許可又は不許可の処分） 第１８条（国等が行う土地に関する権利の移転等の特例） 第１９条（土地に関する権利の買取り請求） 第２０条（不服申立て） 第２１条（審査請求と訴訟との関係）
審査基準	法令上処分の対象となる行政客体は、第１２条に規定する「規制区域」の指定がなされた場合に初めて生じるものであり、法の制定以来、他都府県も含めて「規制区域」が指定された例がなく、かつ、当面指定の見込がないため設定していない。
標準処理期間	総　期　間　　６週間　※　法第１７条の規定による。 経由機関　　ほぼ１週間（市町村） 協議機関 処分機関　　ほぼ５週間
処分担当課	総合政策部政策局土地水対策課土地水調整グループ （電話番号：011-231-4111 内線 23-738 ）
申　請　先	契約をしようとする土地の所在する市町村
問い合わせ先	総合政策部政策局土地水対策課土地水調整グループ （電話番号：011-231-4111 内線 23-738 ）
備　　考	現在、「規制区域」は指定されておらず、当該許可に係る事務は行われていない。 （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/sinsakijun.pdf）